

**アスベスト再調査の結果
市庁舎別館の一部で
アスベスト使用が判明**

市有建物のアスベスト調査は平成17年度に実施し対策を講じたところですが、その後国内では使用されていないとされていた新たな3種類のアスベストが調査対象として追加されました。

そのため、市有建物30施設・35棟について、アスベストの再調査を行った結果、市庁舎別館の階段部分などの天井にアスベストを含む吹付け材が使用されていることが判明しました。

ただし、引き続き行った空気中のアスベスト濃度の調査結果では、一般の基準（WHO「世界保健機関」が定めた基準）と比較して十分に低いものでした。

市としては、別館を利用される皆さまの安全・安心に万全を期すため、早急に対策工事を実施することとしています。

問合せ

市庁舎別館施設管理課
施設管理係

TEL 0897-52-1304

**ねんきん特別便の
年金記録確認にご協力を！**

社会保険庁では皆さまの年金記録を正しいものとするため、平成19年12月～平成20年10月に「ねんきん特別便」をお送りしました。

これは年金加入履歴をお知らせし、ご自身に年金加入記録を確認していただくものです。送付しました年金記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

注意事項

○平成20年3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。ねんきん特別便専用ダイヤル、社会保険事務所では、記録に結びつく可能性のある具体的な情報を提供いたします。

○平成8年以前に旧姓で年金に加入し、結婚等で氏名を変更されている方は、お申し出により、記録に結びつけることができる場合があります。

○「ねんきん特別便」を確実に

にお届けするには、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は変更の手続きを忘れずをお願いします。

問合せ

○ねんきん特別便専用ダイヤル
TEL 0570-058-555
○IP電話・PHS用のねんきん特別便専用ダイヤル
TEL 03-6700-1144
○新居浜社会保険事務所
TEL 0897-35-1300
○今治社会保険事務所
TEL 0898-32-6141

下水道受益者負担金・分担金の納期

2月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

対象の納期限

○旧西条市賦課分
第4期 3月2日(月)
○西条市賦課分(合併後)
第3期 3月2日(月)

問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
下水道係

**事前にお問い合わせください
2月以降の建築確認等申請**

西条市は、今年4月1日から建築基準法上の特定行政庁になり、すべての建築物の建築確認審査等を行うこととなります。

このため、現在愛媛県が審査している建築基準法第6条第1項第1号から第3号まで

に規定される建築物(店舗や共同住宅、木造以外の2階建以上の一戸建て住宅など)について、2月以降に建築確認等の申請をしようとする建築主の方は、事前に市の担当課にお問い合わせください。

問合せ

市庁舎別館建築住宅課
建築審査係
TEL 0897-52-1558

下水道何でもクエスチョン?

Q: 下水処理の仕組みはどうなっているの?② ~微生物による処理~

A: 沈砂池・スクリーンで砂やごみなどを取り除かれた汚水は「最初沈殿池」という施設で沈殿除去できる浮遊物(有機物)を除去した後、下水処理で最も重要な「反応タンク」という施設に入ります。

反応タンクでは、汚水に空気を送り込んだり、汚水をかき混ぜて空気と触れさせたりして、バクテリアなどの微生物とかき混ぜます。反応タンクに含まれた空気(酸素)は、微生物の呼吸に使われます。

微生物は汚水に含まれる有機物(水を汚している物質)を食べて分解し、「活性汚泥」という茶色い泥のような塊をつくります。この活性汚泥を「最終沈殿池」でもう一度沈殿させると水がきれいになります。



▲各汚水処理施設の反応タンク
※東予・丹原浄化センターでは汚水攪拌(かくはん)型の処理方法を採用し、最初沈殿池は省略して処理しています。

下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271